

平成31年第1回岩沼市議会定例会5日目 平成31年3月7日（木曜日）

午前10時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議案第2号 岩沼市森林環境整備基金条例について
- 日程第4 議案第3号 岩沼市消防事務広域化に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第5 議案第4号 岩沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第5号 岩沼市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第6号 岩沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第7号 岩沼市給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第8号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第10 議案第9号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第11 議案第11号 市の境界変更について
議案第12号 境界変更に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第12 議案第13号 市の境界変更について
議案第14号 境界変更に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第13 議案第15号 字の区域を変更することについて
- 日程第14 議案第16号 市道路線の変更について
議案第17号 市道路線の廃止について
議案第18号 市道路線の認定について
- 日程第15 議案第19号 平成30年度岩沼市一般会計補正予算（第5号）について
議案第20号 平成30年度岩沼市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第21号 平成30年度岩沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
議案第22号 平成30年度岩沼市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第23号 平成30年度岩沼市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
議案第24号 平成30年度岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について
議案第25号 平成30年度岩沼市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第34号 岩沼市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 発議案第1号 岩沼市議会政務活動費の交付に関する条例について
発議案第2号 岩沼市議会政務活動費の交付に関する条例案に対する修正案について
- 日程第18 議案第1号 岩沼市債権管理条例について
議案第26号 平成31年度岩沼市一般会計予算について
議案第27号 平成31年度岩沼市国民健康保険事業特別会計予算について
議案第28号 平成31年度岩沼市後期高齢者医療特別会計予算について
議案第29号 平成31年度岩沼市介護保険事業特別会計予算について
議案第30号 平成31年度岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業特別会計予算について
議案第31号 平成31年度岩沼市水道事業会計予算について
議案第32号 平成31年度岩沼市下水道事業会計予算について
議案第33号 平成31年度岩沼市特定公共下水道事業会計予算について

午後1時41分散会

平成31年第1回岩沼市議会定例会会議録

5日目 平成31年3月7日(木曜日)

出席議員(18名)

1番	佐藤剛太	10番	渡辺ふさ子
2番	菊地忍	11番	佐藤一郎
3番	高橋光孝	12番	国井宗和
4番	植田美枝子	13番	布田一民
5番	佐藤淳一	14番	長田忠広
6番	大友健	15番	飯塚悦男
7番	布田恵美	16番	沼田健一
8番	酒井信幸	17番	櫻井隆
9番	須藤功	18番	森繁男

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

市長	菊地啓夫	農政課長	古積知明
副市長	鈴木隆夫	土木課長	大村晋一
総務部長	大友彰	復興・都市整備課長	菅原伸浩
健康福祉部長	高橋広昭	下水道課長	大久保智志
市民経済部長	菅井秀一	水道事業所長	森康雄
建設部長	星幸浩	消防本部長	菅原敬
総務課長	石垣茂	教育委員会 教育長	百井崇
政策企画課長	遠藤大輔	教育次長兼 教育総務課長	高橋弘昭
税務課長兼 収納対策室長	伊藤正幸	生涯学習課長兼 スポーツ振興課長	沼田輝明
健康増進課長	菅原亜由美	監査委員	鎌田壽信
介護福祉課長	今田昌美	委員	横尾芳郎
社会福祉課長	大元利之	事務局長	

議会事務局職員出席者

参事兼事務局長	高橋進	議事係長	佐藤俊輔
局長補佐	高橋利彰		

議事日程

平成31年3月7日(木曜日)午前10時開議

1. 開議宣告

日程第1 諸報告

- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議案第2号 岩沼市森林環境整備基金条例について
質疑・討論・表決
- 日程第4 議案第3号 岩沼市消防事務広域化に伴う関係条例の整備に関する条例について
質疑・討論・表決
- 日程第5 議案第4号 岩沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
質疑・討論・表決
- 日程第6 議案第5号 岩沼市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
質疑・討論・表決
- 日程第7 議案第6号 岩沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
質疑・討論・表決
- 日程第8 議案第7号 岩沼市給水条例の一部を改正する条例について
質疑・討論・表決
- 日程第9 議案第8号 工事請負変更契約の締結について
質疑・討論・表決
- 日程第10 議案第9号 工事請負変更契約の締結について
質疑・討論・表決
- 日程第11 議案第11号 市の境界変更について
議案第12号 境界変更に伴う財産処分に関する協議について
一括質疑・討論・表決
- 日程第12 議案第13号 市の境界変更について
議案第14号 境界変更に伴う財産処分に関する協議について
一括質疑・討論・表決
- 日程第13 議案第15号 字の区域を変更することについて
質疑・討論・表決
- 日程第14 議案第16号 市道路線の変更について
議案第17号 市道路線の廃止について
議案第18号 市道路線の認定について
一括質疑・討論・表決
- 日程第15 議案第19号 平成30年度岩沼市一般会計補正予算（第5号）について
議案第20号 平成30年度岩沼市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第21号 平成30年度岩沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
議案第22号 平成30年度岩沼市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第23号 平成30年度岩沼市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
議案第24号 平成30年度岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
について
議案第25号 平成30年度岩沼市水道事業会計補正予算（第3号）について
補足説明・一括質疑・討論・表決
- 日程第16 議案第34号 岩沼市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例について
提案理由・質疑・討論・表決
- 日程第17 発議案第1号 岩沼市議会政務活動費の交付に関する条例について
発議案第2号 岩沼市議会政務活動費の交付に関する条例案に対する修正案について
提案理由・質疑・討論・表決

- 日程第18 議案第1号 岩沼市債権管理条例について
議案第26号 平成31年度岩沼市一般会計予算について
議案第27号 平成31年度岩沼市国民健康保険事業特別会計予算について
議案第28号 平成31年度岩沼市後期高齢者医療特別会計予算について
議案第29号 平成31年度岩沼市介護保険事業特別会計予算について
議案第30号 平成31年度岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業特別会計予算について
議案第31号 平成31年度岩沼市水道事業会計予算について
議案第32号 平成31年度岩沼市下水道事業会計予算について
議案第33号 平成31年度岩沼市特定公共下水道事業会計予算について

補足説明・総括質疑

条例及び予算審査特別委員会設置 ー 付託

2. 閉 議 宣 告

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18まで

午前10時開議

○議長（森繁男）御起立願います。おはようございます。着席願います。

ただいまの出席議員は18名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告

○議長（森繁男）日程第1、諸報告について事務局長から行います。高橋事務局長。

〔高橋進参事兼事務局長登壇〕

○参事兼事務局長（高橋進）それでは、諸報告2件について申し上げます。

第1、追加議案について、別紙お手元に配付のとおり、市長から追加議案1件が提出されております。

第2、発議案について、別紙お手元に配付のとおり、発議案1件が議長宛て、提出されております。

以上でございます。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（森繁男）日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、10番渡辺ふさ子議員、11番佐藤一郎議員を指名いたします。

日程第3 議案第2号 岩沼市森林環境整備基金条例について

○議長（森繁男）日程第3、議案第2号を議題といたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第2号については、委員会付託を省略することに決し

ました。

これより議案第2号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第2号岩沼市森林環境整備基金条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第4 議案第3号 岩沼市消防事務広域化に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（森繁男）日程第4、議案第3号を議題といたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第3号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第3号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第3号岩沼市消防事務広域化に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第5 議案第4号 岩沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森繁男）日程第5、議案第4号を議題といたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第4号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第4号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第4号岩沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

日程第6 議案第5号 岩沼市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森繁男）日程第6、議案第5号を議題といたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第5号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第5号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第5号岩沼市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

日程第7 議案第6号 岩沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森繁男）日程第7、議案第6号を議題といたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第6号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第6号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第6号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第6号岩沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

日程第8 議案第7号 岩沼市給水条例の一部を改正する条例について

○議長（森繁男）日程第8、議案第7号を議題といたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第7号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第7号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第7号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第7号岩沼市給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第9 議案第8号 工事請負変更契約の締結について

○議長（森繁男）日程第9、議案第8号を議題といたします。

これより質疑を行います。10番渡辺ふさ子議員。

○10番（渡辺ふさ子）岩沼橋のかけかえ工事で、ふかし箇所寸法って、ふかし箇所ってどういう場所なのか、撤去方法及び数量の変更というのは、どのように変更するのか、数量の変更とか、わかりやすい説明をお願いいたします。

○議長（森繁男）執行部の答弁を求めます。星幸浩建設部長。

○建設部長（星幸浩）ふかし箇所なんですけれども、これについては旧橋の橋脚の基礎の部分が、昭和37年に国のほうで当時築造した橋なんですけれども、図面等がなかったものですから想定で設計して現場に入ったところ、異常に基礎が大きかったというところで、当初は現場で砕いて解体する予定だったんですけれども、余りにも大きな基礎だったために基礎を何分割かに切りまして、それを一旦外に出しまして、そういった工法の変更による増額ということでございます。（「はい、了解いたしました」の声あり）

○議長（森繁男）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第8号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第8号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第8号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第8号工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第10 議案第9号 工事請負変更契約の締結について

○議長（森繁男）日程第10、議案第9号を議題といたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第9号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第9号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第9号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第9号工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第11 議案第11号 市の境界変更について

議案第12号 境界変更に伴う財産処分に関する協議について

○議長（森繁男）日程第11、議案第11号及び議案第12号の2件を一括して議題といたします。

これより一括して質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第11号及び議案第12号の2件については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第11号及び議案第12号の2件については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第11号及び議案第12号の2件について、1件ずつ討論、採決を行います。

初めに、議案第11号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第11号市の境界変更については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第12号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第12号境界変更に伴う財産処分に関する協議については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第12 議案第13号 市の境界変更について

議案第14号 境界変更に伴う財産処分に関する協議について

○議長（森繁男）日程第12、議案第13号及び議案第14号の2件を一括して議題といたします。

これより一括して質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第13号及び議案第14号の2件については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よつて、議案第13号及び議案第14号の2件については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第13号及び議案第14号の2件について、1件ずつ討論、採決を行います。

初めに、議案第13号についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第13号市の境界変更については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第14号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第14号境界変更に伴う財産処分に関する協議については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。



日程第13 議案第15号 字の区域を変更することについて

○議長（森繁男）日程第13、議案第15号を議題といたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第15号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よつて、議案第15号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第15号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第15号字の区域を変更することについては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。



日程第14 議案第16号 市道路線の変更について

議案第17号 市道路線の廃止について

議案第18号 市道路線の認定について

○議長（森繁男）日程第14、議案第16号から議案第18号までの3件を一括して議題といたします。

これより一括して質疑を行います。9番須藤功議員。

○9番（須藤功）梶橋線なんですけれども、これ、道路の道幅広げるといふふうに前説明があったんですが、たしか砂利道かなんかに広がっていると思うんですけども、道幅がまず何メートルなのか。

それからあと、おとといの私の一般質問の中で、市道を農道に格下げをして換地をしないとイケないということだったんですけども、ここの土地の道幅が広がった土地の取得方法、その2件について伺います。

○議長（森繁男）須藤議員に申し上げます。議題に沿った質問をしていただきたいというふうに思いますが。（「道幅、こっちか、ああそうですか。ちょっと路線」「路線の変更か」「そういう意味」の声あり）納得していただけましたか。よろしいですか。

○9番（須藤功）道幅、長さを聞いてだめなんですか。

○議長（森繁男）今は、路線の廃止と……（「名前の変更じゃないから」の声あり）路線の認定についてですから、議題にそぐわないと議長は判断していますが。（「何でこれだめなの」の声あり）よろしいですか。

○9番（須藤功）いや、まあ後で聞いわ、そうしたら、個別に。

○議長（森繁男）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第16号から議案第18号までの3件については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第16号から議案第18号までの3件については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第16号から議案第18号までの3件について、1件ずつ討論、採決を行います。

初めに、議案第16号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第16号市道路線の変更については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第17号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第17号市道路線の廃止については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第18号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第18号市道路線の認定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- ◇
- 日程第15 議案第19号 平成30年度岩沼市一般会計補正予算（第5号）について
議案第20号 平成30年度岩沼市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第21号 平成30年度岩沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
議案第22号 平成30年度岩沼市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第23号 平成30年度岩沼市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
議案第24号 平成30年度岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について
て
議案第25号 平成30年度岩沼市水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（森繁男） 日程第15、議案第19号から議案第25号までの7件を一括して議題といたします。

議案の補足説明を求めます。大友彰総務部長、登壇の上、説明願います。

〔大友彰総務部長登壇〕

○総務部長（大友彰） 議案第19号平成30年度岩沼市一般会計補正予算（第5号）について補足説明を申し上げます。

4ページをお開き願います。

第2表繰越明許費の主なものについて御説明を申し上げます。

8款4項都市計画費、朝日竹の里線道路改良事業につきましては、都市計画道路朝日竹の里線の整備に当たり、地権者との用地交渉に不測の日数を要していることによるものでございます。

10款2項小学校費、小学校施設改修事業及び3項中学校費、中学校施設改修事業につきましては、休校日を中心に空調設備の工事を行うこととしておりますが、年度内の事業完了が困難であることによるものでございます。

8ページをお開き願います。

事項別明細書の歳入の概要について御説明を申し上げます。

10款1項地方交付税は、公共土木災害復旧事業及び復興交付金事業の事業費確定などによる減により、2,702万8,000円を減額するものでございます。

14款1項国庫負担金は、新浜橋の橋梁災害復旧工事が完了し、事業費が確定したことなどにより、3,777万4,000円を減額するものでございます。

10ページをお開き願います。

14款2項国庫補助金は、木造住宅耐震診断助成事業費などの件数の精査等により、422万4,000円を減額するものでございます。

15款1項県負担金は、後期高齢者医療保険料の低所得者軽減分及び被用者保険の被扶養者軽減分に係る交付額の確定などにより、355万5,000円を減額するものでございます。

15款2項県補助金は、13ページにかけてとなりますが、ほ場整備事業に係る農地賃借料一括前払い金に対する補助額の決定などにより、1,293万3,000円を減額するものでございます。

16款1項財産運用収入は、各種基金等の利子の積み立てにより、228万8,000円を増額するものでございます。

14ページをお開き願います。

18款2項基金繰入金は、震災復興基金及び東日本大震災復興交付金基金に係る充当事業の精査に伴う積み戻しまたは繰り出しなどにより、290万7,000円を増額するものでございます。

20款5項雑入は、宮城県市町村振興協会市町村交付金の交付決定などにより、1,778万円を増額するものでございます。

16ページをお開き願います。

次に、事項別明細書の歳出の概要について御説明を申し上げます。

2款1項総務管理費は、施設保全整備基金への家賃低廉化事業及び特別家賃低減事業に係る収入相当額の

積み立てなどにより、1,331万2,000円を増額するものでございます。

2款2項徴税費は、過年度に係る歳出還付の増により、450万円を増額するものでございます。

18ページをお開き願います。

3款1項社会福祉費は、国民健康保険事業特別会計繰出金及び介護保険事業特別会計繰出金の増などにより、553万9,000円を増額するものでございます。

20ページをお開き願います。

6款1項農業費は、農地賃借料一括前払い費補助金の確定などにより、1,416万8,000円を減額するものでございます。

8款2項道路橋りょう費は、避難路となっている寺島海岸線道路改良工事が完了したことに伴う事業費の確定などにより、2,712万1,000円を減額するものでございます。

8款4項都市計画費は、工事請負費減額に伴う矢野目西地区土地区画整理事業特別会計繰出金の減などにより、292万3,000円を減額するものでございます。

22ページをお開き願います。

8款5項住宅費は、市営住宅改良事業に係る事業費の精査に係る減及び民間住宅等耐震対策事業に係る件数の精査による減などにより、636万5,000円を減額するものでございます。

10款4項社会教育費は、かめ塚西遺跡調査の中止に伴う精算により、499万円を減額するものでございます。

11款1項公共土木施設災害復旧費は、新浜橋の災害復旧工事が完了したことによる事業費確定に伴う減により、3,741万円を減額するものでございます。

12款1項公債費は、宮城県へ償還する災害援護資金貸付金償還金の確定に伴うものであり、504万4,000円を増額するものでございます。

24ページをお開き願います。24ページは給与費明細書でございます。

25ページをごらん願います。25ページは地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

以上、補足説明を申し上げました。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森繁男）これより議案第19号から議案第25号までの7件について一括して質疑を行います。9番須藤功議員。

○9番（須藤功）17ページなんですけれども、空港周辺地域環境整備等の事業について、これは何の補助だったのか、そして交付だったのか。

それで、まあちょっとお金余ったみたいなんですけれども、使い道がなぜお金が余ったのか、その辺についてお伺いをします。

○議長（森繁男）執行部の答弁を求めます。大友彰総務部長。

○総務部長（大友彰）この16万1,000円の減につきましては、仙台空港冠水対策の負担金が7万7,000円の減、それから仙台空港周辺地域環境整備基金発生利子が8万4,000円の減、合わせまして16万1,000円の減となっております。

○議長（森繁男）よろしいですか。須藤功議員。

○9番（須藤功）8万4,000円のほうなんですけれども、この、何ていいますか、どういう内容だったのか、そこで何が余ったのか、そここのところをもう一度お願いします。

○議長（森繁男）大友総務部長。

○総務部長（大友彰）ただいま申し上げました環境整備基金の利息が、当初予定したよりも少なかったということの精算ということでございます。

○議長（森繁男）よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第19号から議案第25号までの7件については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第19号から議案第25号までの7件については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第19号から議案第25号までの7件について、1件ずつ討論、採決を行います。

初めに、議案第19号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第19号平成30年度岩沼市一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第20号平成30年度岩沼市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第21号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第21号平成30年度岩沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第22号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第22号平成30年度岩沼市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第23号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第23号平成30年度岩沼市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第24号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第24号平成30年度岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第25号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第25号平成30年度岩沼市水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第16 議案第34号 岩沼市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森繁男）日程第16、議案第34号を議題といたします。

これより市長から提案理由の説明を求めます。菊地啓夫市長、登壇の上、説明願います。

〔菊地啓夫市長登壇〕

○市長（菊地啓夫）議案第34号岩沼市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、矢野目西地区の市街化区域編入及び用途地域指定に伴い、同地区における建築物の制限を規定するため、岩沼市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議を賜り、原案可決されますようお願い申し上げます。

○議長（森繁男）これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第34号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第34号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第34号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第34号度岩沼市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第17 発議案第1号 岩沼市議会政務活動費の交付に関する条例について

発議案第2号 岩沼市議会政務活動費の交付に関する条例案に対する修正案について

○議長（森繁男）日程第17、発議案第1号を議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。15番飯塚悦男議員、登壇の上、説明願います。15番飯塚

悦男議員。

[15番飯塚悦男議員登壇]

○15番（飯塚悦男）

発議案第1号

平成31年3月7日

岩沼市議会議長 森 繁 男 殿

提出者	岩沼市議会議員	飯 塚 悦 男
賛成者	岩沼市議会議員	沼 田 健 一
		布 田 一 民
		高 橋 光 孝
		佐 藤 剛 太
		菊 地 忍
		国 井 宗 和
		佐 藤 一 郎
		長 田 忠 広
		酒 井 信 幸
		布 田 恵 美

岩沼市議会政務活動費の交付に関する条例について

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び岩沼市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

岩沼市議会政務活動費の交付に関する条例の提案理由

議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付することにより、議員の政策立案や政策提言及び審議に係る能力の資質向上を図るため、岩沼市議会政務活動費の交付に関する条例を制定しようとするものである。

以上であります。

○議長（森繁男）これより質疑を行います。10番渡辺ふさ子議員。

○10番（渡辺ふさ子）1点についてお伺いいたします。

今回の発議案、政務活動費の交付に対するこの条例の中で、この政務活動費は2012年9月の地方自治法改正により、政務調査費が政務活動費制度と改められました。このときに用途を、これまでより以上に用途を広げ、議員のさまざまな活動に対し経費として認められるようになったはずだと思います。にもかかわらず、以前岩沼市議会でありました政務調査費のときよりも多くの項目を削り、3項目だけにしたのはなぜなのか伺います。

○議長（森繁男）答弁を求めます。飯塚悦男議員。

○15番（飯塚悦男）政務活動費は、議員の資質向上のために使うものであります。過去にもほかの議会で問題になっておりました。政治活動と政務活動、紛らわしいんです。私たちは政務活動費を、貴重な市民の税金を使って議員の資質向上を図るのでありまして、紛らわしい議員の選挙活動、政治活動、政党活動と政務活動を区別するためにこのように案を提出しました。

○議長（森繁男）よろしいですか。渡辺ふさ子議員。

○10番（渡辺ふさ子）紛らわしいということでございましたけれども、ここの第9条の備考に「次に掲げる経費には充てることができない」と1番目から5番目まで記載されております。このように認められない経費というのは明確に示されております。多くの自治体で認められ、実践されているものが、「紛らわしい」の一言で削られたのはちょっとおかしいと思います。そういう懸念があるのであれば、それこそ多くの自治体に伺い、調査研究すればいいのではないのでしょうか。なぜその紛らわしいという可能性だけで禁じるのか

伺います。

○議長（森繁男）飯塚悦男議員。

○15番（飯塚悦男）ほかの議会は議会であります。私たちは岩沼市議会であります。岩沼市議会は、政務活動費はですね、紛らわしい点は除くと。過去にいろいろな件ありました。裁判沙汰にもなりました。議員が決めても、それでも紛らわしいのをやっている議会もありますし、やはり岩沼市議会は全国に先駆けて疑惑のない使い道をしようということでもありますので、御理解願いたいと思います。

○議長（森繁男）渡辺ふさ子議員。

○10番（渡辺ふさ子）岩沼市議会において、過去にこの政務、以前は政務調査費、その時点で裁判沙汰になったことがあったのでしょうか。政務活動費は、議員の資質向上という面だけではなく、市民・住民に対するしっかりとした説明責任、住民福祉の増進、開かれた議会の実現という目的、もう一方では大きな目的としてあって、これは大変重みがあるものだと思います。この大変な重みのあるものに対し、紛らわしいということだけで削るとするのは、議会議員としてこれは怠慢と言えるのではないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（森繁男）飯塚悦男議員。

○15番（飯塚悦男）岩沼市議会では裁判になったことはございません。ただ、過去にですね、広報紙に関して政務調査費を何割か削った経緯があります。当時の沼田議長が、これは政務調査費に該当しないと削ったんです。そういう経過がありまして、もしこれがですね、議長の判断で議員がオーケー出せばいいんですけども、例えばこれは決めようがないんです。3割、5割と線引きが難しい。最終的には裁判所で決めることになると思うので、そういう点を我々は避けなくてはならない。

そして、先ほど渡辺ふさ子議員が言いました、市民に知らせるのは当たり前だと。それは、議員活動の中でやっていただきたい。そのために我々は報酬をもらっているんですよ。我々は、議員はですね、何のために議員になっているかと、これを理解してほしいんです。市民の声を聞いて市政に反映させると、そしてこの議場の場で執行部に政策提案すると、立案すると、そして監視機能を強化すると、そして市民に知らせると、これは議員の責務ですよ。政務活動費をもって市民に知らせるといふのは、報酬の枠で十分できますよ。それが議員の務めだと思っていますので、私たち岩沼市議会は全国に先駆けてこういう案を提出したわけでございます。

○議長（森繁男）ほかに質疑はありませんか。6番大友健議員。

○6番（大友健）この出されました議案は、経過を見ると、議会運営委員会で全会一致を目指して進めてきたものが、途中からそうもいなくなつたという経緯があつて議員提案という形になつたものでございます。そのことも含めての質疑になりますけれども、まずですね、その結果として、議運で全会一致を目指したものの、一致できないまま議員提案になつたということをどう説明されるのか、まず1点伺います。具体的に言うと、広報広聴費が外されたわけですが、これを外したのはなぜですか、改めてお伺いします。

さらに、渡辺委員の質問にもありましたが、政務調査費から政務活動費に名称を変えた段階で用途が広がつたと。先ほど紛らわしいとお話もありましたけれども、この政務活動費という名称の一部の考え方には、政治活動にも使えるようにしたという、用途を広げたというのがあるのですが、それをあえて狭めた理由が先ほどの答弁の中ではよくわからないので、もう一度、なぜ用途を狭めたのかお聞きします。

とりあえず、はい、それを。

○議長（森繁男）飯塚悦男議員。

○15番（飯塚悦男）前回では、全会一致ということで、全会一致を目指そうということでしたが頓挫しまして、今回はやはり政務活動費をやろうということで、議員の多数があれば導入しようとしたわけでございます。

2点目の広報費、これはですね、政治活動と政務活動が区別しなくてない。選挙活動と政務活動、自分を売り込む、政党活動もあります。それを区別するというので、広報費は議員の政治活動の中でやっていただきたいという思いであります。

3のなぜ狭まったかと。これはですね、岩沼市議会は市議会なんです。これを3項目ですね、有効に使って市民に還元すると、これが政務活動費の使い道ではないかということですので、御理解願いたいと思います。

○議長（森繁男）大友健議員。

○6番（大友健）そこが理解できないところなんです、まあ、例えばですね、途中で頓挫したということですから、スタートのときに全会一致でスタートして、そして途中から、途中から多数決に切りかえた。そのやり方にも問題があるんですけども、なぜこういう途中変更をしたのか。

それから、初めはいろんな費目を出しましょうと、そしてそれぞれが出して、うちの会派はこれに使いたい、こっちも使いたい、そして出すだけ出して、今度は共通したものを採用するんだと、ほかは採用しないと、こういう後出しじゃんけんみたいなやり方をやったのは非常にやり方としておかしいのではないかと思います、その辺をどう考えるのか。

それから、前回の質問でも、裁判沙汰にもなったということは、裁判沙汰、裁判にはならなかったという事実に変更しましたね。それで、その一方で、裁判沙汰にはならないけれども、政務活動費から削ったという、何かそういう例もしました。しかし、あのときのそれは、その紛らわしいという部分はですね、一方的な見解ではなかったのでしょうか。いろんなところでも、政務活動費が適正かどうかというのを審査しているところがあります。ほとんどは事務局が市民の目線に立って判断しているんです。でも、あのときの判断というのは一方的な決定でした。その辺を、そういう説明があったので、それは間違っていますよという意味で確認しますけれども、それをお聞きしたい。

それから、その議運の議論の中では、第4条にある4条の項目がすっかり変わりました。その中で、あるときまでは「住民福祉の増進を図るために」という条文もありました。これが途中で消えました。これはなぜ消えたのでしょうか。住民福祉の増進を図るという意味は、いわゆる市民のためにもなる、政務活動費の使い方の中に、市民の活動のためにもなる、その意味を込めたのが、「住民福祉の増進を図るため」というのを削ったんですね。その結果、残った3項目はいずれも、調査研究費とか研修費とか図書購入費というのはいずれも議員のためにだけになる支出項目です。住民福祉の増進を図るために、削ったというのはそういうことだと思ってしまうんですが、その説明をお願いします。

○議長（森繁男）飯塚悦男議員。

○15番（飯塚悦男）今回、政務活動費を導入するに当たって、全会一致ということはありません。これは、議員の大多数が賛成しようということで、賛成する項目として、議員の資質向上につながるということであり、

2点目のなぜ削ったかと。各会派からですね、あと会派に所属しない委員から出していただきまして、皆さんが納得できるということで項目を決めたわけであり、

あと、過去にですね、裁判沙汰はなりません。これは、政務活動費と政務調査費ですか、この案分比率が難しいと。当時は沼田議長でした。沼田議長がですね、政務調査費で広報を出したと、議会だよりを出したと、果たしてこれが政務調査に該当するのかと。該当しない割合を私は詳しくは存じませんが、何割とかですね、これは決断、大英断であります。

あと、第4のですね、関する条例の4条、政務活動費はもともと議員の資質向上に充てるんです。議員が資質を高める、今以上に高めて、政策立案、政策提言をして、議会で執行部にいろいろな提案をします。そして、議員の役目は監視機能の強化もですが、さらに我々は資質向上して、政策立案、政策提言すればそれが市民に還元されるんですよ。そういう意味で、広報費はなくても、市民とかですね、市民のためにならない、議員のために使うと。議員のために使うんですよ、我々資質向上のために使うんですよ。そういうですね、私は発言はおかしいと思います。我々議員は、政務活動費を資質向上のために使うんですよ。それが市民に還元されると、そういうことで御理解願いたいと思います。

○議長（森繁男）大友健議員。

○6番（大友健）最後の市民に還元というのは、かなり苦しい説明というか、わからない説明ですけども、

例えば調査研究に出かけること、これが市民の還元になる。まあそれは、そこで政策を勉強して、政策を展開すればなるかもしれませんが。しかし、私たちが、私が言う市民に還元というのは、例えば広報広聴費の性格そのものを考えれば、市民に情報提供する、議会の活動を知ってもらう、そういういわば直接的な市民への還元の要素がなくなるのではないかということを言っています。今の説明理解できません。

それから、案分の話も出ましたけれども、広報広聴費を案分が、案分にかかるなんてどこにもない話です。案分にかかるというのは、例えば事務所費、例えば人件費、これを政治の部分に使っているのか、議会活動に使っているのか、あやふやになる。働いている人、事務所の人、それから事務所の費用もですね、電気代とかそういうのが案分にかかるのであって、つまりそのうち3分の1はいいですとか、2分の1はいいですとかそういう案分は、広報広聴費にそういう要素はないんですよ。だから理由にならないと思いますよ。

それから、誤解を恐れずに言えば、政務活動費というのはなるべく使える方向に、議会では使える方向に、どこの議会もそういう立場から検討して、広く議会全体が一致するような、全会一致でもって決めているわけですね、使える方向で。ところが、広報広聴費を今回使いたいと言ったのは、我々アシストと共産党の議員です。そして、その広報広聴費を使いたいというところに使途基準に入れないということは、要するにアシストと共産党に政務活動費を使わせないという発想じゃないですか。ここはどうなんですか。

○議長（森繁男）飯塚悦男議員。

○15番（飯塚悦男）1点目はですね、広報費、これは十分政治活動の中で行われているものと私は思います。何も、政務活動費の中で広報、議会だよりを出す理由もありません。自分の選挙活動、政治活動でやってくださいよ。

あと、2番目の案分比率、広報費には議会だよりはないと。しかし、正確に議会、伝わるのかと。他の議員を批判したり、中傷したりですね、あります。そのために……（「何、うそだ」の声あり）黙っててくださいよ。広報費は、これは案分出てきた場合ですね、かなり議長も、議会事務局もわずらわしいと。そして、もしですね、裁判になる可能性もありますよ、案分比率が出た場合。議会で決めたことだ、議長が決めたことだけれども、私はそれに従わないと、こういうことになった場合は市民に迷惑がかかりますよ。大切な税金を裁判に使う、これは避けなければならない。

あとですね、広く全会一致と。自分のいいことばり皆網羅したら、いい案はできませんよ。3項目に絞って、これを全国の地方議会に岩沼から発信すると、そういう思いでありますので御理解願いたいと思います。

○議長（森繁男）ほかに質疑はありませんか。4番植田美枝子議員。

○4番（植田美枝子）先ほどの飯塚議員の説明で、議員報酬で広報広聴をすべきとありましたが、そういった理屈では、調査費等も議員報酬でやるべきではないでしょうか。調査費には一切紛らわしいものがないということをお納得させる、納得いくような説明をお願いします。

○議長（森繁男）飯塚悦男議員。

○15番（飯塚悦男）広報費は、私たち議員の、何回も言うんですが、役割、責務をですね、広く市民の声を聞いて市政に反映させると。そして執行部に政策立案、政策提言して、どうだったとか市民に結果を報告すると。まさにそれは報酬の中で十分できますよ。それ以上に我々は、市民に還元するためには今まで以上にほかの自治体を調査し、市民に還元させるんだと、そういう思いで、議員の研修をしたり、調査に行ったりですね、もう今まで以上に研さん、研修して、勉強して市民に還元する、そういうことであります。

○議長（森繁男）植田美枝子議員。

○4番（植田美枝子）質問したことは、調査費には一切紛らわしいものがないというところを説明して、納得させてくださいって言っているんですけども。その広報広聴のことは十分理解しましたので、言っている理屈は。だったら、調査費等も議員報酬でやる、やれることではないですか。そうではない、調査費には一切紛らわしいものがないのだからというところを説明、納得するようにしてください。

○議長（森繁男）飯塚悦男議員。

○15番（飯塚悦男）あのですね、よく運用マニュアルつくっています。これに網羅されているんですよ、使途とかですね。それで十分なんです。紛らわしいのはない。そのために岩沼市議会政務活動費マニュアル、

これをつくっているんですよ。それに遵守すれば何も問題ではないと思います。

○議長（森繁男）植田美枝子議員。

○4番（植田美枝子）ただいまの飯塚議員の説明によると、広報広聴費もマニュアルにきちんと書いてあれば何の問題もないというふうに聞こえますが、いかがでしょうか。

○議長（森繁男）飯塚悦男議員。

○15番（飯塚悦男）広報費は、岩沼市の政務活動費の、政務活動条例案の中にはですね、広報費はですね、何回も言うんですが、議員の政治活動、選挙活動、あるいは政党に属している場合の政党活動と、政務活動が紛らわしいんです。どこで線を引くかと。これはかなり事務局もひどいし議長もひどいと、案分比率で。確かに、案分比率、マニュアルで案分の考え方ということでありまして、案分の比率が発生した場合は政務活動費は認めないということになっているんですが、これで議員が認めろ、こっちは認めないということになると誰が判断すると。議長も大変だし、事務局も大変だと。紛らわしい点は最初から除くと。そしてこういう政務活動費を日本のほかの議会にも発信して、岩沼市議会の政務活動費はいい使い道だというふうになるように頑張りたいと思います。

○議長（森繁男）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。（「議事進行」の声あり）6番大友健議員。

○6番（大友健）発議案第1号に対して修正動議を出したいと思っておりますので、お取り計らいをよろしくお願いたします。

○議長（森繁男）ただいま大友健議員から修正動議の発言がございました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開はベルでお知らせいたしますので、よろしくお願いたします。

午前11時休憩



午前11時15分再開

○議長（森繁男）休憩前に引き続き、会議を開きます。

本案に対しましては、発議案第2号として、大友健議員ほか1名からお手元に配付いたしました修正の動議が提出されております。よって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。大友健議員、登壇の上、説明願います。

〔6番大友健議員登壇〕

○6番（大友健）読み上げます。

発議案第2号

平成31年3月7日

岩沼市議会議長 森 繁 男 殿

提出者 岩沼市議会議員 大友 健
岩沼市議会議員 渡 辺 ふさ子

岩沼市議会政務活動費の交付に関する条例案に対する修正案の提出について

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第115条の3及び岩沼市議会会議規則第16条の規定により提出します。

岩沼市議会政務活動費の交付に関する条例案に対する修正案

発議案第1号岩沼市議会政務活動費の交付に関する条例案を次のように修正する。

第4条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第4条 政務活動費は、会派又は議員が行う調査研究、研修会への参加及び広報広聴活動等住民福祉の増

進を図るために必要な活動に要する経費に対して実費を交付するものとし、その範囲は別表に定める。

別表にも一部加えられますが、変わる部分だけ読みます。

4番目になりますが、広報広聴費という枠を新たにつくりまして、「市政及び議会活動について住民に報告するために要する経費又は住民から市政や議会に対する要望、意見を聴く活動に要する経費」を加えるものであります。

提案理由の説明になります。

岩沼市議会政務活動費の交付に関する条例案に対する修正案の提案理由

発議案第1号岩沼市議会政務活動費の交付に関する条例案において、最も一般的な使途である広報広聴費が使途基準にないのは欠陥条例と言わざるを得ず、住民福祉の増進を図り、より開かれた議会の実現を目指し、政務活動費を充てることができる経費に広報広聴費の項目を追加するため、修正案を提出するもの。

以上であります。

○議長（森繁男）これより修正案に対して質疑を行います。14番長田忠広議員。

○14番（長田忠広）じゃあ、私は1点だけです。

先ほど、発議案1号の部分での審議の中で、政務調査費から政務活動費に変わった段階で、使い道、使途の枠が広がった、それをなぜ狭めたんだと、そのような質疑があった、そういう部分がありました。ところが、今回出された部分に関しましては、狭めたままなんです。ただ1点だけ、広報広聴費だけ入っているわけですよ。事務費であったり、いろいろな部分、広がりがあったというふうに前回質疑している部分があるやにも、今回、発議の部分では広報広聴費だけにしている。その部分に関しての御意見をいただきたいと思えます。

○議長（森繁男）6番大友健議員。

○6番（大友健）政務活動費には、使途基準としていろいろあります。10以上のものがあります。例えば、事務所費とか、人件費とか。それは、岩沼の議会の政務活動費の金額とかに照らしても、それはどの会派も望んでいないと。会派が望んでいるものの中で、除外されたのが広報広聴費ということで、そこは広げると、そういう考えです。じゃあ、広げるなら全部広げるのかと。そうは、そういう考えはありません。

○議長（森繁男）よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。4番植田美枝子議員。

○4番（植田美枝子）3点について質問します。

1点目です。広報広聴費が必要な理由は何か伺います。

2点目です。「住民福祉の増進を図る」ということはどういうことなのか、具体的な説明を求めます。

3個目、議会運営委員会での調査に行ったときの内容とかが反映しているのかどうか、どのように反映しているのかも伺います。以上です。

○議長（森繁男）大友健議員。

○6番（大友健）まず、広報広聴費ですけれども、これは私としては、広報費は最も真つ当な使い方じゃないかというふうに考えております。それが政務活動費として使えないというのは、政務活動費を置いてあることに反するとまで言ってもいいくらいな制限だと思います。広報費というのは、市政や議会での活動を市民の皆さんに報告するのに宛てがわれるのが広報です。広聴費というのは、市民の皆様の市政に対する要望や意見を広く聞く、会場で広く聞く、そのためにはお金もかかります。そういう行為は議会の基本的な活動であって、その活動を補助するという制度があるわけですから、これを使わないというのはいかがなものかなとさえ考えております。

ちなみに、広報費というものが政務活動費の使途に含まれている、これは県内に14の市議会がありますけれども、岩沼市を除いて全部の市議会の使途基準の中に広報広聴費が使っていないことになっています。県議会ももちろんそうです。そういう広報費ですので、あって当然ではないかというふうに考えます。

また、もう1つ、何でしたっけ……、ああ、増進、住民福祉の増進。これは、先ほど説明しました広報費と広聴費の性格、そういう性格のものを使うことが住民のためになるのだと、そういう意味で住民福祉の増

進に寄与できる金。確かに政務活動費は議員の資質を高めるためという狙いもありますけれども、一方でそういうものに使うと。それで、もともと——もともとじゃないですね、政務活動費に対する世間の目は大変厳しいものがありまして、こういう使い方でのいいのかなって新聞にもよく上がったりするわけですね。ですから、ですから議員のために使うお金は基本ではあるとしても、しかし市民のためにもなる使い方もあるんだと、その象徴的1番目が広報広聴ということで、市民福祉の増進のためにというのはそういう意味も含めて広報広聴費のことを指しているのではないかというふうに考えております。

あと、何かありましたっけ……

○議長（森繁男）よろしいですか。

○6番（大友健）じゃあ、ちょっと済みません、あとですね、ああ、あれですね、議運の調査の話もありましたね。これは、議会運営委員会は、政務活動費を復活するに当たって、先進地調査ということでこの3年間、3カ所に行っております。例えば去年は、30年は静岡県湖西市に行きました。広報費を含む6項目が使途基準にあります。それから1年前、一昨年、29年の7月には栃木市に行き、使途基準が9項目もあるということを確認しています。勉強しています。ただ、栃木市には広報広聴費はないんですけれども、その他の使途というのがありまして、その他の使途で使えるようになっています。現在のところ事例はないんですが、会派で発行するチラシはいいという事務局の見解を聞いております。また、28年には多摩市と鹿沼市、栃木県の鹿沼市にも先進地調査で議会運営委員会が調査に行っています。その多摩市では、広報広聴費を含む使途基準、9項目あります。鹿沼市では、広報広聴費を含む8項目があります。

あと、先進地調査ではないですけども、この間、空港問題の関係で成田市に行きました。成田市の議会事務局から配られた資料の中に政務調査費に関するものもありました。10項目あるんですけども、そのうちのトップ、一番使われているのが広報広聴費でした。請求、各会派が出した総額の67%が広報広聴費です。ですから、それだけあるのが当たり前というか、使うのが当たり前、そういうくらいの状況になっているということでよろしいでしょうか。

○議長（森繁男）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議案第1号及び発議案第2号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、発議案第1号及び発議案第2号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより発議案第1号の原案並びに修正案について一括して討論を行います。

初めに、原案賛成者の発言を許します。16番沼田健一議員。

○16番（沼田健一）原案に賛成のほうから意見を述べたいと思います。

まず、湖西市に視察に行っていました。その際に、広報紙、これ、載っていますけれども使わない。なぜなれば、議会活動を報告するため、広報紙については、記事の中で政務活動に該当しない活動内容を掲載してしまう懸念があるため、発行、配布に係る経費についてはあらかじめ支出できないものとして取り扱っております。そういう意味が1つ。

あと、過去の例にありまして、誹謗中傷が広報の中にあつたと。そういうものに対してはやはり、このような税金から出すものについては使えないようにというようなこともありました。

また、今回の議会運営委員会の中で、アシスト会派さんからも出ております、議員さん出ておりますけれども、まずまとまるものからというようなことでこの3項目に決めて進んだというような経緯がありますので、それらを考えますと、やはり原案のとおり賛成をいたしたいと思います。

○議長（森繁男）次に、原案に対して反対者の発言を許します。10番渡辺ふさ子議員。

○10番（渡辺ふさ子）原案に対して反対の立場で討論をいたします。

岩沼市議会基本条例に基づき、開かれた議会として、議会内容を市民に知らせる責務及び市民の知る権利を保障するため、政務活動費の条例に広報広聴費を加えるべきと考えます。本会議のインターネット録画中継も始まりましたが、見られる環境や状況にない方も多く、また市議会だよりも限られた紙面であり、議会内容の報告には不十分な面があります。

議会報告等は、議員報酬の中で行うべきとの説明もありましたけれども、議員報酬はしっかりとした議員活動を行うために議員の生活を保障するものでもあります。若い世代の声や子育て世代の声を市政に反映させるためにも、市議会がこれから若い世代にもしっかりと受け継がれていくためにも、生活面での議員報酬はしっかりと使われるべきであります。

会派及び議員が行う議員活動、市政に関する政策などを届け、また要望、意見を広く伺うことこそ議会活動の本旨と考え、一部修正を提案し、原案に反対いたします。

○議長（森繁男）次に、修正案に対して賛成者の発言を許します。9番須藤功議員。

○9番（須藤功）修正案に対して賛成の立場で発言をいたします。

先ほど、沼田議員がおっしゃっていました湖西市に、私も行ってきました。確かに湖西市ではこういう広報広聴費という項目があって、使っていない。けど、あそこの市議会というのは会派制がないんですね。会派制がなくて個人でやることしかできないので、使っていないというよりも使えないような感じのところだったので、まあ若干ちょっと岩沼の市議会と違うのかなということは勉強してまいりました。

その中で、今回やはりこの岩沼市議会の身分を、つまりお金に関することですね、身分を岩沼市議会議員が決める。ほかの人たちが決めるんじゃないで、私たちの経費を自分たちで決める。今回、月1万5,000円のお金を1年間、18万円、1人かかるわけです。それを18人という300万円以上のお金が毎年かかってくる。そういうものを市民にお知らせもせず、することができないようなものをつくって、そういう条例をつくってそしてやるということ自体が私はちょっとこれは恥ずかしい、そういう条例だと思っています。

ですから、きちっと市民にお知らせをして、こういうことをやっています、ですからそれに対する御批判あってもいいと思います。そういう話を聞くこと、そしてお知らせをすること、それが広報広聴費を加えたらよりすばらしい条例になると思いますので、ぜひ皆さん全員一致で、今回この議案について、修正案に賛成していただけるようお願いを申し上げますとともに、一緒になっていい政治活動ができますように思っております。以上です。（「議事進行」の声あり）

○議長（森繁男）大友健議員。

○6番（大友健）先ほどの討論の沼田議員の発言の中に、過去、誹謗中傷があったと断定する発言がありました。これは事実と反しますので、撤回するよう、撤回していただきたい。

私たちも確かに、政務活動費を使って発行していた時期もあります。私たちの議会報告書ですね。それは、今は活動費ありませんから、自分の、我々のお金でやっています。しかし、私たちはいつも、過去も今も、必ず発行する前に折り込み会社に、新聞折り込みで発行していますけれども、折り込み会社に誹謗中傷があるかどうかという観点と公平公正かという観点で事前審査を受けて、そして一部直すこともありましたけれども、それでオーケーだということで折り込みをさせてもらっています。ですから、誹謗中傷というのは、あなたが勝手にそう思っているだけで……（「そうだ」の声あり）周りから見たらそういうことではありません。ですから、事実と反する発言ですから、撤回を求めます。

○議長（森繁男）暫時休憩いたします。

午前11時34分休憩



午前11時35分再開

○議長（森繁男）再開いたします。

撤回はしないということでありますので、今確認をいたしましたので。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。発議案第1号に対する大友健議員ほか1名から提出された修正案について、起立によって採決いたします。本修正案に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森繁男）起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について、起立によって採決いたします。原案に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森繁男）起立多数であります。よって、発議案第1号は、原案のとおり可決されました。



日程第18 議案第1号 岩沼市債権管理条例について

議案第26号 平成31年度岩沼市一般会計予算について

議案第27号 平成31年度岩沼市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第28号 平成31年度岩沼市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第29号 平成31年度岩沼市介護保険事業特別会計予算について

議案第30号 平成31年度岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業特別会計予算について

議案第31号 平成31年度岩沼市水道事業会計予算について

議案第32号 平成31年度岩沼市下水道事業特別会計予算について

議案第33号 平成31年度岩沼市特定公共下水道事業会計予算について

○議長（森繁男）日程第18、議案第1号及び議案第26号から議案第33号までの9件を一括して議題といたします。

初めに、条例関係議案の補足説明を求め、続いて予算関係議案の補足説明を求めるとし、その後一括して質疑を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認め、そのように進めることに決しました。

議案第1号及び議案第26号の2件について補足説明を求めます。大友彰総務部長、登壇の上、説明願います。

〔大友彰総務部長登壇〕

○総務部長（大友彰）初めに、議案第1号岩沼市債権管理条例について補足説明を申し上げます。

別紙となりますが、議案第1号資料、「岩沼市債権管理条例」の概要をごらん願います。

第1条は、この条例の目的として、市の債権の管理について必要な事項を定めることにより、事務の適正化を図り、公正で円滑な行財政運営に資することを定めております。

第2条は、本条例の用語を定義しております。

市の債権は、市税等も含む全ての金銭給付を目的とする市の権利と、市の私債権でございますが、地方税の滞納処分の例により処分することができる債権以外の債権と規定いたしております。

第3条は、法令や他の条例等に定めがある場合を除き、この条例の規定に基づき事務処理を行うことを定めております。

第6条は、督促について、第7条は、強制執行等について定めております。市の私債権において、履行、遅滞があった場合は督促を行い、それでもなお履行されない場合は、債権保全のために地方自治法施行令の規定により強制執行等、履行期限の繰り上げ、債権の申し出等の措置を講ずるものとし、取り立てが困難であったり、履行の見込みがない場合には、徴収停止、履行延期の特約、免除の措置を講ずるものでございます。

第8条は、債権の放棄について定めております。債権保全の措置を講じてもなお、保全の見込みがなく、第8条各号の規定、資料の①から⑤までの事由に該当する場合は、市の私債権を放棄することができるものとし、放棄した場合は議会に報告をすることを定めております。

なお、本条例の施行期日につきましては、平成31年4月1日といたしております。

次に、議案第26号平成31年度岩沼市一般会計予算について補足説明を申し上げます。

右上に議案第26号資料と記載しております2枚つづりの平成31年度岩沼市一般会計予算の前年度比較表により、主なものの御説明を申し上げます。

初めに、歳入について御説明を申し上げます。

資料の1ページ目をごらんください。この表は、平成31年度岩沼市一般会計予算の歳入を自主財源と依存財源に分類し、30年度予算と比較したものでございます。

まず、自主財源のうち、市税につきましては、法人市民税や市たばこ税の落ち込みを想定するものの、住宅の新築見込みなどを勘案し、市税総額では前年度比1.3%増の65億845万3,000円を計上いたしました。

4行飛びまして、次に繰入金につきましては、岩沼市土地開発公社の解散に向けた公社所有地の買い取り及び（仮称）西部地区防災コミュニティセンター整備などの各種事業に対し繰入金の計上を行いました。震災復興事業の進捗により復興交付金基金繰り入れが大幅な減となったことから、前年度比27.3%減の28億4,027万7,000円を計上いたしました。

次に、諸収入につきましては、土地開発公社事業資金貸付金を計上したことから、前年度比114.8%増の7億9,476万円を計上いたしました。

自主財源といたしましては、前年度比4.8%の減となっております。

次に、依存財源について御説明を申し上げます。

9行目の地方交付税であります。普通交付税につきましては、互理名取共立衛生処理組合の起債償還額の増及び市税収入の伸びなどを見込みましたが、震災復興特別交付税につきましては、震災復興事業の進捗による減を見込み、総額では前年度比22.6%減の18億3,906万1,000円を計上いたしました。

1行飛びまして、国庫支出金につきましては、特定教育・保育施設型給付に係る国庫負担金及び亀塚第一住宅跡地への保育施設等の整備に係る国庫補助金の増などから、前年度比4.9%増の23億9,753万5,000円を計上いたしました。

次に、県支出金につきましては、ほ場整備促進費、特定教育・保育施設型給付に係る県負担金、子どもの心のケアハウス運営事業費などの増などを見込み、前年度比31.4%増の14億4,000万6,000円を見込みました。

歳入の最後の項目となります。市債につきましては、（仮称）西部地区防災コミュニティセンター整備事業債及び公園施設長寿命化対策などに係る社会資本整備事業債を計上する一方、新火葬場建設事業債、東部地区子育て支援拠点施設整備事業債などが大幅の減となったことから、前年度比41.2%減の9億4,980万円を計上いたしました。

依存財源といたしましては、前年度比9.3%減となっております。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

資料の2ページをごらんいただきます。この表は、平成31年度岩沼市一般会計予算の歳出を目的別に分類し、30年度当初予算と比較したものでございます。

2項目めとなります。総務費は、岩沼市土地開発公社所有地の土地購入費、（仮称）西部地区防災コミュニティセンター関連経費、住民票等のコンビニ交付関連経費などを計上したことから、前年度比17.6%増の40億305万6,000円を計上いたしました。

次に、民生費は、特定教育・保育施設型給付費及び保育施設等整備補助金などを計上したものの、ひまわりのたね及び東部地区子育て支援拠点施設の建設費が大幅に減少したことにより、前年度比0.2%減の66億1,149万2,000円を計上いたしました。

次に、衛生費は、特定不妊治療費、骨髄バンクドナー及び医療用ウィッグ購入費に係る助成金、航空機騒音測定経費などを計上したものの、新火葬場建設費の大幅な減などにより、前年度比9.3%減の11億7,713万9,000円を計上いたしました。

1行飛びまして、農林水産業費は、担い手育成土地利用調整事業費補助金、ほ場整備事業費負担金、農地中間管理機構関連事業に係る農地集積協力金などを計上したことから、前年度比23.2%増の11億1,160万円

を計上いたしました。

次に、商工費は、企業立地奨励金、マスコットキャラクター関連経費、観光振興事業費などを計上し、前年度比5.2%増の2億5,603万1,000円を計上いたしました。

次に、土木費は、市民の安全・安心につなげる経費として、道路の維持改良事業費及び浸水対策事業費などを計上したものの、矢野目西地区土地区画整理事業に対する繰出金、市道沿線盛り土等事業などの大幅な減などにより、前年度比43.3%減の19億6,350万9,000円を計上いたしました。

次に、消防費は、1市2町で構成される消防広域化に伴い人件費が大幅な減となりましたが、亘理地区行政事務組合消防費負担金及び消防団積載車購入経費などを計上し、前年度比14.4%増の5億116万4,000円を計上いたしました。

次に、教育費は、小中学校施設改修経費、学力向上推進事業、放課後子ども教室推進事業経費及び子どもの心のケアハウス運営事業費などが増となりましたが、陸上競技場改修工事費などの減により、前年度比12.5%減の16億785万1,000円を計上いたしました。

以上の予算編成により、平成31年度一般会計は、歳入歳出とも前年度比6.7%減の184億900万円を計上いたしました。

次に、資料の3ページをごらんいただきます。

この表は、平成31年度岩沼市一般会計予算の歳出予算額を性質別に分類し、30年度当初予算と比較したものでございます。

初めに、義務的経費のうち、人件費は、前年度比9.7%減の27億6,183万4,000円を計上いたしました。

次に、扶助費は、障害者福祉及び生活保護などの社会福祉関連事業並びに各種医療費助成事業に要する経費を計上し、前年度比9.8%増の39億5,043万3,000円を計上いたしました。

次に、公債費は、消防庁舎建設に係る償還が終了したことなどから、前年度比6.5%減の9億2,766万3,000円を計上し、義務的経費全体といたしましては、前年度比で0.1%減となっております。

次に、物件費は、市民バスの運行経費及び産婦健診などに係る各種委託料などを計上しておりますが、スポーツ施設等の指定管理者委託料などを新たに計上したことから、前年度比5.3%増の29億8,035万4,000円を計上いたしました。

次に、1つ飛びまして、補助費等は、機構集積協力金、農業法人経営体等支援補助金などが減額となったものの、企業立地促進奨励金、消防広域化に伴う亘理地区行政事務組合消防費負担金などが増となったことから、前年度比58.6%増の27億7,473万6,000円を計上いたしました。

普通建設事業費は、補助事業費では朝日竹の里線道路改良事業、(仮称)西部地区防災コミュニティセンター建設事業などが増額となりましたが、市道沿線盛り土等事業、東部地区子育て支援拠点施設建設工事費などが大幅に減額となり、また単独事業費では陸上競技場改修工事費、市民交流プラザ建築工事費、新火葬場等建設工事費などが大幅に減となりましたものの、岩沼市土地開発公社所有地購入経費、西部地区防災コミュニティセンター建設整備費などが増となり、事業費全体としては前年度比25.8%減の24億2,028万8,000円となりました。

投資的経費につきましては、全体といたしまして、前年度比32.1%減となっております。

最後となりますが、下から3行目、繰出金につきましては、各特別会計に対する繰出金を計上しておりますが、国民健康保険事業及び介護保険事業に対する繰出金が増額となったものの、矢野目西地区土地区画整理事業に対する繰出金が大きく減額となり、前年度比49.5%減の14億1,486万3,000円を計上いたしました。

以上、平成31年度岩沼市一般会計当初予算の歳入歳出の概要について御説明を申し上げます。

○議長(森繁男) ここで、会議の途中ではありますが、休憩をしたいと思います。

再開は午後1時といたします。

午前11時51分休憩



午後1時再開

○議長（森繁男）休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第27号から議案第29号までの3件について補足説明を求めます。高橋広昭健康福祉部長、登壇の上、説明願います。

〔高橋広昭健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（高橋広昭）議案第27号から議案第29号までについて、一括して補足説明を申し上げます。

議案第26号から第30号、岩沼市一般会計特別会計予算、薄い冊子になります。こちらの8ページをお開き願います。

最初に、議案第27号平成31年度岩沼市国民健康保険事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

30年度から始まりました国民健康保険財政運営の県単位化につきましては、大きな混乱もなく、順調に経過していると考えております。

31年度の国民健康保険事業特別会計につきましては、被保険者数の減少などにより、国民健康保険税の減を見込むほか、被保険者の高齢化などにより、1人当たり医療費の増加が見込まれますことから保険給付費の増などを見込むとともに、宮城県に納付する国民健康保険事業費納付金などの財源確保に向けて、基金からの繰り入れなどにより収支の均衡を図ることとしております。

歳入歳出予算の総額は、前年度比0.24%増の42億2,296万6,000円を計上いたすものであります。

それでは、歳入予算から主なものについて御説明を申し上げます。

9ページをお開き願います。

1款国民健康保険税は、全体として前年度比4.43%減の6億9,618万9,000円を計上いたしております。

3款国庫支出金は、国庫補助金として災害臨時特例補助金を見込み、200万円を計上いたしております。

4款県支出金は、保険給付費等の支払いに要する経費として、県から交付される保険給付費等交付金を見込み、30億8,019万6,000円を計上いたしております。

6款繰入金は、一般会計からの繰入金の増及び財政調整基金からの繰入金の増を見込み、全体として前年度比6.15%増の4億3,120万1,000円を計上いたしております。

8款諸収入は、特定健康診査に係る徴収金などを見込み、前年度比2.8%減の1,278万4,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

10ページをごらん願います。

1款総務費は、国保事業全般にわたる事務経費及び国保税の賦課徴収費などが主なもので、前年度比1.02%増の3,480万9,000円を計上いたしております。

2款保険給付費は、65歳以上被保険者数の増による1人当たり医療費の増加傾向により療養給付費の増及び70歳以上被保険者の増などにより高額療養費の増を見込み、前年度比1.05%増の30億1,545万8,000円を計上いたしております。

3款国民健康保険事業費納付金は、県からの提示額10億9,832万7,000円を計上いたしております。

5款保健事業費は、特定健康診査及び特定保健指導並びに被保険者の健康づくり事業などを実施するための経費として5,611万4,000円を計上いたしております。

以上、31年度国民健康保険事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

続きまして、議案第28号平成31年度岩沼市後期高齢者医療特別会計予算について補足説明を申し上げます。

11ページをお開き願います。

後期高齢者医療につきましては、運営主体である宮城県後期高齢者医療広域連合が保険料の決定や医療費の給付などに関する事務を、市では窓口における届け出及び申請の受け付け並びに保険料の徴収などの事務を行っております。市が行う事務に係る31年度の予算につきましては、歳入歳出全体で前年度比1.39%増の4億4,681万円を計上いたすものであります。

それでは、歳入予算から主なものについて御説明を申し上げます。

12ページをお開き願います。

1 款後期高齢者医療保険料につきましては、前年度比4.58%増の3億6,110万9,000円を計上いたしております。

3 款繰入金につきましては、事務費分と低所得者などの保険料軽減に係る保険基盤安定負担分を一般会計より繰り入れするもので、前年度比9.01%減の7,695万4,000円を計上いたしております。

5 款諸収入につきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施する後期高齢者の健康診査受託事業収入などが主なもので、前年度比14.56%増の871万6,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

13ページをごらん願います。

1 款総務費につきましては、後期高齢者医療に係る事務的経費、健康診査及び保険料の賦課徴収に要する経費として、前年度比9.51%減の1,644万7,000円を計上いたしております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料の徴収金などを広域連合に納付するもので、前年度比1.87%増の4億2,836万2,000円を計上いたしております。

以上、31年度後期高齢者医療特別会計予算について補足説明を申し上げます。

続きまして、議案第29号平成31年度岩沼市介護保険事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

14ページをお開き願います。

介護保険事業特別会計につきましては、平成30年度から32年度までの第7期介護保険事業計画の中間年として、要介護認定者等の増に伴う各種介護サービス給付費及び地域包括ケアシステムを構築するための地域支援事業費の増などを見込み、歳入歳出全体で前年度比4.88%増の34億9,431万円を計上いたすものであります。

それでは、歳入予算から主なものについて御説明を申し上げます。

予算書の15ページをお開き願います。

1 款介護保険料は、歳出の保険給付費及び地域支援事業費に係る65歳以上第1号被保険者の負担分として、前年度比4.38%増の8億3,467万3,000円を計上いたしております。

3 款国庫支出金は、1 款介護保険料と同様、歳出の保険給付費及び地域支援事業費に係る国庫負担金及び国庫補助金として、合わせて前年度比3.56%増の7億5,705万5,000円を計上いたしております。

4 款支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料分が、保険給付費及び地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業費に係る交付金として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、前年度比5.05%増の8億9,704万8,000円を計上いたしております。

5 款県支出金は、保険給付費及び地域支援事業費に係る県負担金及び県補助金として、合わせて前年度比4.57%増の4億8,446万6,000円を計上いたしております。

7 款繰入金は、介護給付費及び地域支援事業費に係る法定繰入分と地域支援事業費及び事務費に係る単独繰入分を一般会計から繰り入れするほか、財源不足を補填するため財政調整基金からの繰り入れを行い、全体として前年度比7.70%増の5億2,083万2,000円を計上いたしております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

16ページをごらん願います。

1 款総務費は、要介護認定賦課徴収及び保険給付等の事務に要する経費として、3.67%増の5,798万8,000円を計上いたしております。

2 款保険給付費は、居宅介護や施設介護、高額介護、地域密着型介護などの各種介護サービスなどに要する経費で、全体として前年度比5.12%増の32億852万6,000円を計上いたしております。

3 款地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業及び地域包括支援センターの運営などに係る包括的支援事業の経費として、前年度比1.93%増の2億2,455万円を計上いたしております。

以上、31年度介護保険事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森繁男）続きまして、議案第30号、議案第32号及び議案第33号の3件について補足説明を求めます。

星幸浩建設部長、登壇の上、説明願います。

〔星幸浩建設部長登壇〕

○建設部長（星幸浩） 議案第30号及び議案第32号並びに議案第33号を一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第30号平成31年度岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

こちらの薄いほうの予算書の18ページ、19ページをお開き願います。

平成31年度の歳入歳出の予算の総額は、26億7,219万8,000円の予算規模とするものです。

歳入から御説明申し上げます。

1 款事業収入 1 項の土地区画整理事業収入につきましては、事業費を賄うための保留地や換地を売却することに伴う処分金26億7,184万2,000円を計上するものです。

2 款諸収入 1 項の雑入につきましては、雇用保険料や換地清算金25万6,000円を計上するものです。

3 款繰越金 1 項の繰越金につきましては、前年度繰越金10万円を計上するものです。

次に、歳出について御説明申し上げます。

予算書の19ページをごらんください。

1 款土地区画整理事業費 1 項の土地区画整理事業費につきましては、この事業に伴う設計監理業務委託料及び宅地造成に伴う公共施設整備工事等 2 億1,215万円を計上するものです。

2 款公債費 1 項公債費につきましては、この事業費に充当するために借り入れた地方債等の元金及び利子償還に要する経費20億8,889万5,000円を計上するものです。

3 款諸支出金 1 項繰出金につきましては、一般会計繰り出しに要する経費を計上し、3 億7,065万3,000円を計上するものです。

4 款予備費 1 項予備費につきましては、50万円を計上するものです。

以上、平成31年度岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

引き続きまして、議案第32号平成31年度岩沼市下水道事業会計予算について補足説明を申し上げます。

この下水道事業会計につきましては、これまでの公共下水道事業及び農業集落排水事業特別会計を統合し1 会計とし、地方公営企業法の全部を適用させ、31年4月より公営企業会計に移行するため、本定例会において当初予算案を提出するものであります。

別冊の議案第32号平成31年度岩沼市下水道事業会計予算書の1 ページをお開き願います。

第2 条業務の予定量につきましては、(1)水洗化戸数が1 万7,000戸、(2)年間総排水量が434万立法メートルを予定しております。

また、(4)主要な建設改良事業としまして、ア、汚水施設整備事業に7,912万4,000円、イ、雨水施設整備事業に5 億4,062万6,000円、ウ、流域下水道事業に2,421万9,000円、復興事業に1,000万円を計上するものです。

第3 条収益的収入及び支出につきましては、下水道事業収益としまして21億2,043万1,000円を、下水道事業費用としましては18億9,832万9,000円をそれぞれ計上しております。

詳細につきましては、24ページから25ページをごらんいただきたいと思います。

収入につきましては、営業収益の下水道使用料等の9 億6,706万5,000円と営業外収益の預金利子等の11億5,336万4,000円を計上するものでございます。

支出につきましては、26ページから30ページをごらんいただきたいと思います。

営業費用の管渠費につきましては、主に管渠の維持管理費用として1 億365万3,000円を、ポンプ場費につきましては、新拓、矢野目、二野倉、二野倉第二排水ポンプ場の維持管理費用として7,484万円、処理場費につきましては、クリーンセンター長岡の維持管理費用として1,290万7,000円、流域下水道費につきましては、県の流域下水道の維持管理負担金として2 億2,416万7,000円、受託工事費につきましては、市の資産となる暫定調整池や維持管理、修繕等の費用として5,217万7,000円、普及促進費として1,353万円、業務費として3,315万円、総係費として3,291万7,000円を計上するものでございます。

申しわけございませんが、戻っていただいて、1ページをお開きください。

第4条資本的収入及び支出の資本的支出につきましては、第2条(2)で御説明申し上げましたとおりでございますが、その財源としましては、企業債、出資金、負担金及び補助金等の8億9,104万5,000円を充てるものです。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億5,179万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億5,395万5,000円及び引継金1億9,783万8,000円で補填するものです。

次に、2ページをお開き願います。

第4条の2、特例的収入及び支出につきましては、30年度予算の未収金及び未払金を執行するために予算計上するものです。

第5条債務負担行為につきましては、排水設備設置に伴う融資あっせん及び融資あっせんに係る利子補給の期間と限度額を定めるものです。

第6条企業債につきましては、目的、限度額、起債方法等を定めるものです。

第7条及び第8条につきましては、支出予算の流用の制限を定めるものです。

第9条他会計からの補助金につきましては、復興交付金事業のため、一般会計へ補助を受ける金額を定めるものです。

以上、平成31年度岩沼市下水道事業会計予算について補足説明を申し上げました。

続きまして、議案第33号平成31年度岩沼市特定公共下水道事業会計予算について補足説明を申し上げます。別冊の議案第33号岩沼市特定公共下水道事業会計予算書をごらんください。

1ページをお開き願います。

第2条業務の予定量につきましては、(1)の年間排水量は、前年度同様の6,840万立法メートルを予定するものです。

また、(2)の主要な建設改良事業としまして、下水道施設の老朽化に伴う長寿命化工事費として5億8,066万円を計上するものです。

第3条収益的収入及び支出につきましては、下水道事業収益としまして2億2,798万7,000円を計上しており、下水道事業費用としましては1億7,439万5,000円をそれぞれ計上しております。

詳細につきましては、21ページをごらんいただきたいと思います。

収入につきましては、営業収益の下水道使用料の1億6,029万5,000円と、営業外収益として預金利子等の6,769万2,000円を計上するものでございます。

支出につきましては、22ページから24ページをごらんいただきたいと思います。

営業費用の排水管理費につきましては、主に二野倉排水管理所の施設管理委託料として1億836万9,000円を、総係費につきましては、職員の人件費に要する経費として1,222万8,000円を計上するものでございます。

申しわけございませんが、戻っていただいて、1ページをお開きください。

第4条資本的収入及び支出の資本的支出につきましては、第2条(2)で御説明申し上げましたとおりでございますが、その財源としましては、企業債、補助金及び負担金の1億8,618万9,000円を充てるものです。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億953万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,818万2,000円、過年度分損益勘定留保資金2億6,222万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1,920万7,000円及び建設改良積立金8,992万2,000円で補填するものです。

次に、2ページをお開き願います。

第5条企業債につきましては、目的、限度額、起債方法等を定めるものです。

第6条及び第7条につきましては、支出予算の流用の制限を定めるものです。

第8条他会計からの補助金につきましては、下水道長寿命化工事のため、一般会計へ補助を受ける金額を定めるものです。

以上、岩沼市特定公共下水道事業会計予算について補足説明を申し上げました。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森繁男）続きまして、議案第31号について補足説明を求めます。森康雄水道事業所長、登壇の上、説明願います。

〔森康雄水道事業所長登壇〕

○水道事業所長（森康雄）議案第31号平成31年度岩沼市水道事業会計予算について補足説明を申し上げます。

水道事業会計予算書の1ページをお開き願います。

初めに、第2条業務の予定量につきましては、(1)給水戸数1万7,250戸、(2)年間総給水量520万立方メートルと見込んでおり、(4)主要な建設改良事業に、朝日竹の里線配水管改良工事外として4億8,204万2,000円を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入の部、第1款水道事業収益を前年度比4.1%増の14億1,897万1,000円と計上しており、第1項営業収益は、水道料金などの収益を13億831万8,000円と見込み、水道事業収益の約92%を計上しております。

第2項営業外収益は、水道加入金などの収益を1億365万円と見込んでおります。

次に、支出の部、第1款水道事業費用は、前年度比3.5%増の13億4,317万8,000円を計上しており、第1項営業費用は、取水及び浄配水費として浄水場の運転管理費用や、仙南・仙塩広域水道からの受水費用及び水道施設などの有形固定資産の減価償却費などの費用を12億9,897万5,000円と見込み、水道事業費用の約97%を計上しております。

第2項営業外費用は、企業債利息などの費用を4,298万2,000円と計上しております。

第4条資本的収入及び支出につきましては、収入の部、第1款資本的収入を前年度比40.3%増の4億2,062万円を計上しており、第1項企業債は配水管などの整備、改良に係る費用の財源として4億880万円を計上しております。

第2項出資金は、広域化対策費用として、対象事業の企業債元金分411万9,000円を一般会計から繰り入れていただくものです。

第3項負担金は、消火栓の新設などの費用として770万円を一般会計から負担いただくものです。

なお、第4条本文の括弧書きの部分でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億2,140万4,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,626万6,000円と、当年度分損益勘定留保資金2億2,622万2,000円及び建設改良積立金3,891万6,000円により補填するものでございます。

2ページをお開き願います。

次に、支出の部、第1款資本的支出を前年度比8.2%増の7億4,202万4,000円と計上しており、第1項建設改良費は、配水管などの整備及び改良に係る費用などとして5億4,865万6,000円を計上しております。

第2項企業債償還金は、企業債の元金償還に係る費用として1億9,236万8,000円を計上しております。

第5条につきましては、企業債の目的、限度額、方法などを定めるものでございます。

第6条では予算を流用することができる範囲を定め、第7条では議会の議決を経ることにより、予算を流用することができる経費について定めております。

第8条では一般会計からの補助金額を、第9条では棚卸資産の購入限度額を定めるものでございます。

以上、補足説明を申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森繁男）以上をもって、議題としております条例関係議案及び予算関係議案の補足説明が終わりました。

これより議案第1号及び議案第26号から議案第33号までの9件に対し一括して質疑を行います。

質疑は総括的な質疑をもってお願いいたします。細部にわたる質疑につきましては、特別委員会を設置の上、審査する予定であります。つきましては、会派内での協議あるいは特別委員会各部会に質疑の申し出などを行っていただき審査をされるようお願い申し上げます。

それでは、総括質疑を行います。13番布田一民議員。

○13番（布田一民）今回の質問、会派として、岩沼政策フォーラムの中では会派代表、そしてまた会派個人

議員の質問を多種多様にわたり行ってきたところであります。

ことは、平成の時代が新しい時代に迎える年でもありますし、そしてまた来年にはオリンピック、そしてまたパラリンピックが開かれる前の年でもあります。

こういった中で、今年度の予算を見れば、義務的経費そのものもマイナス計上でありますし、そしてまた投資的経費の部分についても前年度比マイナスということで、努力をしているところはわかっているところでもあります。そうした中で、市長の政策を実現するための予算は、どこに力を入れた、行った予算なのか、そしてまた、今年度における社会情勢をどのように、変化をどのように捉え、そして歳入歳出とも今後努力をしていくのか、この2点にわたり、総括質疑とさせていただきたいと思えます。

○議長（森繁男）市長の答弁を求めます。菊地啓夫市長。

○市長（菊地啓夫）まず、31年度予算の概要についてお話をさせていただきます。

予算のどの部分に力を入れたかということでございますが、これはこれまで震災復興を中心に最優先に取り組んできました。他自治体からも応援をいただきながら、復興に全力を尽くしてまいりました。結果、ハード面については、まあ完成が見えてきたというところでございますが、ここからはソフトに切りかえていこうということでございます。

一方で、今まで軸足を東部に置いてきたものを、中央部、西部にだんだん移していこうと。その走りとしていろいろ今予算を組んでまいりました。特に西部地区の防災コミュニティセンターはその一例になるかと思えますが、そういった中央部、西部への力を入れていこうという意気込みで予算を組ませていただきました。

財源については、これまでお話ししてきたとおり、まあ、余り伸びとしてはよくない。しかしながら、これから岩沼市が発展していくためには、持続的なやっばり発展を目指した取組が必要であろうということがありまして、ここで少し立ちどまって、財源、特に収入についてしっかり見直しをして、新たな出発にしようかという思いもございます。

そういう意味で、佐藤議員からどういうネーミングがよいのかということで、「基礎づくり」という表現をさせていただきました。岩沼の持っている力をもう一度見直しして、将来に余り負担を残さないような形でやろうということで立ちどまらせていただくということですが、行政そのものはとまれませんが、私の考え方としてそういうことですので、そういう予算づくりをさせていただきました。

その予算の中に、私は4つの柱を立てました。1つは、ずっとこれまでお話ししてきたところでございますが、教育環境の整備ですね、これをイの一番に掲げております。

2つ目が、子育て支援ですね。これは今後大きく動こうという、無償化の問題もありますので、これも教育と同じぐらいのレベルなのかなとは思いますが、順番をつけるならば2番目。

3番目は、申しわけないですが、高齢者対策という位置づけをさせていただきました。生きがいつくりとか健康づくりを中心に進めていかなければならない。

そして、4番目、本当は4番目と言ってはだめなんでしょうけれども、やっぱり安全・安心対策ですね。自然現象が、高温とかさまざまな部分で少し自然災害が多くなってきておりますので、これを少し計画的に取り組もうと、いわゆる防災対策費ですね、そんなことを今回入れて予算の基本にさせていただきました。

あと、変化していく世の中にどう対応していくのかということも大きな柱でございますが、まず直近の課題として、10月の消費税の関係をしっかり受け皿をつくらうということも考えてございます。8%から10%、しかしながら中を見ると、ポイント還元やらさまざまな、プレミアム商品券含めていろいろな景気対策があるものですから、それもしっかり受け皿をつくって取り組まなければならないと思っております。

直近の課題としてはそれのみならず、外国人の受け入れ体制もしっかりしていかないと、どんどんどんどん入ってきておりますので、これも待たないで今年度の目玉として取り組む必要があるだろうと。しかしながら、一般質問でも申し上げましたけれども、国のやっばり役割分担をしっかりと、地方に押しつけることなく、やっぱり国でもしっかり取り組んでいただきたいと思えますので、これは我々の地域を大きく左右する可能性がありますので、やっぱり地域と企業と我々が一体となって取り組んで受け入れをしてい

くという方針を立ててございます。

いずれにしましても、議会の皆さんと執行部と、車の両輪とよく言われますが、協議を進めながら、31年度の事業執行に向けて取り組んでまいりますので、御協力よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（森繁男）よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号及び議案第26号から議案第33号までの9件につきましては、慎重審査の必要が認められますので、議長を除く議員全員をもって構成する条例及び予算審査特別委員会を設置し、これらの案件を付託の上、審査願うことといたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第1号及び議案第26号から議案第33号までの9件については、条例及び予算審査特別委員会に付託することに決しました。

なお、条例及び予算審査特別委員会の構成につきましては、本日午後1時45分から全員協議会室において特別委員会を開催の上、決定していただきたいと思ひます。



○議長（森繁男）以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、3月18日月曜日午前10時からであります。

本日はこれをもって散会いたします。

御起立願ひます。—— 大変御苦労さまでした。

午後1時41分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年6月14日

岩沼市議会 議長 森 繁 男

議員 渡 辺 ふさ子

議員 佐 藤 一 郎

